

(2) 府独自の規制の検討ポイント

《検討のポイント》

① 府として、独自の規制をすべきか否か

⇒ 府にふさわしい受動喫煙防止対策となるような制度設計

② 独自の規制をする場合、どのような規制とすべきか

(例) 客席面積要件

従業員の有無 など

③ 規制にあたって、配慮すべき事項は

(例) 事業者の事業継続への配慮(規制による事業者の経営への影響)

インバウンドへの影響 など

(2) 府独自の規制の検討ポイント

○ 独自の規制をする場合の規制(例)

※記載内容は、平成30年11月15日時点の「飲食店の受動喫煙防止対策実態調査 中間報告(速報)」に基づく暫定推計値

① 「客席面積要件」を厳しくする場合

- ・ 国の基準通り(100㎡以下)とすると、大阪の場合、約61%が例外(喫煙可)となる(国の試算では約55%)
- ・ 50㎡以下の場合、約51%、30㎡以下の場合、約34%が例外(喫煙可)となる。

② 「従業員の有無」により規制を厳しくする場合

- ・ 従業員がいない場合のみを例外とすると、大阪の場合、約36%が例外となる。

③ 「客席面積&従業員の有無」の両方で規制を厳しくする場合

- ・ 客席面積が100㎡以下かつ従業員がいない店舗は約36%、50㎡以下かつ従業員がいない店舗は約33%、30㎡以下かつ従業員がいない施設は約25%が例外(喫煙可)となる。

検討要素	喫煙可とする基準	対象店舗数 ※資本金5,000万円以上及び原則禁煙対応済施設除く	
		2020年度 ※推計	2025年度 ※推計
① 客席面積	100㎡以下(国どおり)	58,397店舗(60.8%)	29,410店舗(33.7%)
	50㎡以下	49,067店舗(51.1%)	24,712店舗(28.3%)
	30㎡以下	32,136店舗(33.5%)	16,184店舗(18.5%)
② 従業員	従業員なし(家族経営含む)	34,938店舗(36.4%) ※すべて資本金5000万円未満と推計	※未推計
③ 客席面積 &従業員	100㎡以下 & 従業員なし	35.5%	※未推計
	50㎡以下 & 従業員なし	32.7%	※未推計
	30㎡以下 & 従業員なし	25.1%	※未推計

※府内全店舗数(推計)

2020年度:95,984店舗

2025年度:87,300店舗

《参考》受動喫煙対策に係る支援措置について

○ 国の支援措置

【予算措置等】

○ 飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用の助成を行う。【33億円(平成30年度予算)】

＜参考＞ 助成の概要(平成30年度実施内容)

・助成率:1/2(飲食店は2/3)・上限額:100万円

・助成対象:以下の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など

①喫煙室の設置・改修、②屋外喫煙所(閉鎖系)の設置・改修、③換気装置の設置など(宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ)

○ 屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

【税制上の措置】

○ 中小企業等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(※)について、飲食店等において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化する。

(※)商業・サービス業・農林水産業活性化税制

＜参考＞商業・サービス業・農林水産業活性化税制の概要

経営改善の取組を行う商業・サービス業等(注1)の中小企業等の設備投資を後押しするため、一定の要件を満たした経営改善設備(注2)の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)又は税額控除(7%)(注3)の適用を認める措置。

注1)対象者は、租税特別措置法上の中小企業等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等)及び従業員数1,000人以下の個人事業主

注2)認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備が対象

・器具・備品(1台又は1基の取得価額が1台30万円以上)

・建物附属設備(1台の取得価額が60万円以上)

注3)税額控除の対象は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る